

2026年9月7日

第1条（目的）

本約款は、発注者（以下「お客様」といいます。）からの依頼に基づき、株式会社インターナショナル・インターフェイス（以下「当社」といいます。）が提供する通訳およびこれに付随するサービス（以下「本サービス」といいます。）に関し、当社とお客様との間の権利義務その他の条件を定めるものです。

本サービスは、異なる言語を使用する者の間の意思疎通を補助することを目的とするものであり、特定の資格者、専門家、取引当事者その他の者が負う説明義務、助言義務、確認義務、調査義務または判断責任を代替するものではありません。

第2条（定義）

本約款において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意味を有します。

- （1）「個別契約」とは、お客様からの個々の発注に基づき、通訳言語、日時、場所、方法、対象業務、料金その他の条件を定めた契約をいいます。
- （2）「通訳利用者」とは、本サービスによる通訳を直接利用し、またはその内容を聞いて意思決定等を行う自然人をいいます。
- （3）「本件対話者」とは、通訳利用者の相手方として発言し、説明し、質問し、回答し、またはその他の意思表示を行う者をいいます。
- （4）「通訳者」とは、当社が本サービスの履行のために選任する当社の役員、従業員、業務委託先その他の者をいいます。
- （5）「不動産取引通訳」とは、宅地または建物の売買、交換、賃貸借、媒介、代理、重要事項説明、契約締結、決済、引渡し、管理その他の不動産取引またはこれらに付随する手続に関して行う通訳をいいます。

本約款と個別契約の定めが矛盾または抵触する場合は、当該矛盾または抵触する範囲に限り、個別契約の定めを優先します。ただし、法令上無効とされる定めについてはこの限りではありません

第3条（本サービスの性質）

- 1 お客様は、通訳が、発言者の発言を異なる言語で即時または逐次に伝達する性質上、語彙、文法、文化的背景、発言速度、音声品質、専門用語、固有名詞、文脈その他の事情により、原言語の内容を常に完全かつ全く同一の内容で再現することができないものではないことを理解するものとします。
- 2 当社および通訳者は、合理的な注意をもって本サービスを提供しますが、通訳の完全性、逐語的一致、特定の目的への適合性または法的、税務的、技術的その他の専

門的判断の正確性を保証するものではありません。

- 3 お客様および通訳利用者は、通訳内容に疑義がある場合、理解できない事項がある場合、または意思決定に重要な事項について確認を必要とする場合には、その場で再説明、言い換え、反復その他の確認を求めるものとします。
- 4 専門性の高い用語、資料不足、音声不良、発言の重複、著しく速い発言その他の事情により、適切な通訳が困難であると当社または通訳者が合理的に判断した場合、当社または通訳者は、発言の中断、反復、言い換え、資料の提示、休憩または通訳の一時停止を求めることができます。
- 5 当社は、対応可能な通訳者の確保ができない場合その他合理的な理由がある場合、本サービスの全部または一部を提供できないことがあります。

第4条（不動産取引通訳に関する特則）

- 1 本サービスが不動産取引通訳である場合、当社および通訳者は、当該不動産取引の当事者、代理人、媒介業者、宅地建物取引士、司法書士、弁護士、税理士、建築士その他法令または契約に基づき説明、助言、調査、確認または判断を行う者に代わってこれらを行うものではありません。
- 2 重要事項説明その他法令上特定の資格者または事業者が説明を行うことを要する事項については、その説明義務は当該資格者または事業者が負うものとし、当社または通訳者が通訳を行うことによって、当該説明義務の全部または一部を当社または通訳者が引き受けるものではありません。
- 3 当社が宅地建物取引業者である場合であっても、個別契約とは別に、当社が当該不動産取引について媒介、代理その他の宅地建物取引業務を受託している場合を除き、不動産取引通訳の提供のみをもって、当社が当該不動産取引について媒介、代理、重要事項説明、物件調査、契約書類の審査その他の宅地建物取引業務を受託したものとはみなされません。
- 4 当社または通訳者は、本件対話者が述べた内容または提示した資料の法的、技術的または事実上の正確性、妥当性もしくは完全性を独自に確認し、調査し、補足し、訂正し、または助言する義務を負いません。
- 5 通訳者は、重要事項説明書、売買契約書、賃貸借契約書その他の取引関係書類に、当事者、説明者、確認者、立会人または通訳者その他いかなる名義によっても、原則として署名または捺印を行いません。ただし、当社が通訳サービスを実施した事実を確認するため、当社所定の「通訳実施確認書」その他これに類する書面を当社名義で発行することがあります。
- 6 前項に基づく確認書は、当社が所定の日時、場所および言語で通訳サービスを提供した事実を確認するためのものであり、説明内容、契約内容または通訳内容の完全性、正確性、妥当性もしくは法的効果を証明または保証するものではありません。

- 7 本条は、当社が当該不動産取引について別途宅地建物取引業者として負う法令上または契約上の義務を免除または制限するものではありません。

第5条（資料および情報の事前提供）

- 1 お客様は、本サービスの適切な実施のために必要な資料、固有名詞、専門用語、議題その他当社が合理的に必要と判断する情報を、当社が指定する期限までに正確かつ十分に提供するものとします。
- 2 不動産取引通訳の場合、お客様は、重要事項説明書、契約書、特約、物件資料その他通訳対象となる書類を、原則として当社が指定する期限までに提供するものとします。
- 3 前二項の資料または情報が期限までに提供されなかった場合、または通訳実施中に事前提供されていない資料もしくは情報が提示された場合、当社および通訳者は、必要に応じて確認、言い換え、説明または検討のための時間を求めることができ、適切な通訳が困難であると合理的に判断したときは、その部分の通訳を保留し、または中止することができます。
- 4 お客様が第三者の個人情報、秘密情報または資料を当社に提供する場合、お客様は、当該提供について必要な権限または同意を適法に有するものとします。

第6条（通訳利用者への説明および同意）

- 1 お客様と通訳利用者が異なる場合、お客様は、本サービス実施前に、通訳利用者に対し、本サービスが意思疎通を補助する通訳サービスであること、通訳者が取引当事者または専門家の代理人もしくは説明義務者ではないこと、および本約款のうち通訳利用者に関係する事項を説明し、必要な同意を得るものとします。
- 2 当社は、必要に応じて、通訳利用者本人に対し、当社所定の「通訳サービス利用確認書」その他これに類する確認を求めることができます。
- 3 通訳利用者が前項の確認を拒否した場合、または本サービスの性質について重大な誤解があると当社が合理的に判断した場合、当社は本サービスの開始を保留し、または提供を中止することができます。

第7条（通訳体制）

- 1 通訳者の人数、選任、交代その他の通訳体制は、通訳形態、言語、業務内容、時間、専門性その他の条件を考慮し、お客様と協議の上、当社が合理的に決定します。
- 2 特段の合意がない限り、お客様は特定の通訳者を指定することはできず、常に同一の通訳者が担当することを保証するものではありません。
- 3 当社は、必要に応じて通訳者を変更することができます。この場合、当社は、合理的な範囲でサービスの継続性確保に努めます。

- 4 通訳者個人の氏名、連絡先その他の個人情報、法令上の義務がある場合または本人の同意がある場合を除き、原則として開示しません。

第8条（個別契約の成立）

- 1 お客様は、電子メールその他当社が指定する方法により見積りを依頼し、当社から提示された見積書、電子メールその他の条件を確認した上で、本サービスを申し込むものとします。
- 2 お客様は、申込みに先立ち、本約款および個別契約の条件を確認するものとし、当社が申込みを承諾した時点で個別契約が成立します。
- 3 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、申込みを承諾しないことができます。
 - （1） 本約款に違反することが明らかに予想される場合
 - （2） 当社に対する債務の履行について現に遅滞があり、または過去の遅滞その他の事情から支払能力もしくは信用に合理的な懸念がある場合
 - （3） 申込みに際して虚偽または重要な事実の不告知がある場合
 - （4） 本人確認その他当社が合理的に必要とする確認を行うことができない場合
 - （5） 依頼内容が法令、公序良俗または第三者の権利に反するおそれがある場合
 - （6） 第18条に定める反社会的勢力に該当する場合
 - （7） その他、本サービスの適切かつ安全な提供が困難であると当社が合理的に判断する場合

第9条（契約成立後の変更）

個別契約成立後に、通訳実施日時、場所、方法、内容、対象資料、拘束時間その他の条件に変更が生じた場合、お客様および当社は協議の上、料金その他の条件を変更することができます。変更内容によっては、当社は通訳者の確保その他の事情により変更を受けられない場合があります。

第10条（契約成立後のキャンセル）

- 1 お客様の都合により個別契約成立後にキャンセルする場合、個別契約または見積書に定めるキャンセル料が適用されます。
- 2 お客様が消費者契約法上の消費者に該当する場合、前項のキャンセル料は、当該個別契約と同種の契約の解除に伴い当社に生ずべき平均的な損害の額を超えない範囲で適用されます。
- 3 通訳者の手配、移動、宿泊、資料準備その他のために既に当社が負担した実費については、個別契約の定めおよび適用法令に従い、お客様に負担を求めることがあります。

第 1 1 条（対価の支払い）

お客様は、個別契約に定める期日までに、当社指定の方法により本サービスの対価およびこれに付随する費用を支払うものとします。個別契約に別段の定めがない場合、支払期日は通訳実施日から 30 日以内とします。

第 1 2 条（料金およびその他費用）

- 1 お客様は、通訳者の集合時刻から解散時刻まで、またはオンライン接続等の場合は当社が個別契約で定める開始時刻から終了時刻までの拘束時間に応じて料金を支払うものとします。
- 2 深夜早朝時間帯、予定時間の超過、緊急対応その他個別契約に定める条件に該当する場合、割増料金が適用されることがあります。
- 3 通訳実施場所までの移動、通訳実施日以外の打合せ、宿泊その他追加の拘束が必要な場合、当社は個別契約に従い拘束費その他の料金を請求することができます
- 4 本サービスの遂行に必要な交通費、宿泊費、施設利用料その他の実費は、個別契約に従いお客様の負担とします

第 1 3 条（録音、録画および二次使用）

- 1 本サービスの通訳音声、映像、文字起こしその他の成果を、放送、配信、広告、出版、研修、AI 学習その他の目的で第三者に公開し、複製し、頒布し、または二次利用する場合は、事前に当社の書面または電磁的方法による承諾を得るものとします。
- 2 お客様が記録目的で録音または録画を希望する場合は、事前に当社へ通知し、通訳者その他関係者に必要な同意を得るものとします。法令により認められる権利を不当に制限するものではありません。

第 1 4 条（禁止事項およびサービスの中止）

- 1 お客様、通訳利用者または本件対話者は、次の各号に該当する行為をしてはなりません。
 - （1）違法行為、犯罪行為またはこれらを助長する行為
 - （2）暴力、脅迫、誹謗中傷、差別的言動、わいせつな言動、ハラスメントその他通訳者または第三者の安全、尊厳または権利を害する行為
 - （3）通常の会話が成立しない程度の酩酊、興奮その他の状態で本サービスを利用する行為
 - （4）通訳者を予定を著しく超えて拘束し、または合理的な休憩を妨げる行為
 - （5）通訳者の私的な連絡先その他の個人情報等を不当に取得し、または直接契約を勧誘する行為
 - （6）当社または通訳者に対し、事実と異なる内容を訳すこと、内容を意図的に省略

すること、または法令もしくは公序良俗に反する行為への協力を求める行為
(7) その他、本サービスの安全かつ適切な提供を著しく妨げる行為

- 2 前項に該当し、または該当するおそれがあると当社または通訳者が合理的に判断した場合、当社または通訳者は、必要な警告、休止または是正の要請を行った上で、本サービスの全部または一部を中止することができます。ただし、緊急性がある場合は直ちに中止することができます。
- 3 お客様の責に帰すべき事由により前項の中止が生じ、当社に損害または追加費用が発生した場合、お客様は、法令および個別契約に従い、その損害または費用を負担するものとします。

第15条（秘密保持および個人情報）

- 1 当社は、本サービスに関連してお客様または通訳利用者から開示された非公知の情報（以下「秘密情報」といいます。）を、本サービスの提供に必要な範囲を除き、第三者に開示または漏えいしません。
- 2 次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報に含まれません
 - (1) 開示時に既に公知であった情報、または当社の責によらず公知となった情報
 - (2) 開示を受ける前から当社が適法に保有していた情報
 - (3) 守秘義務を負うことなく第三者から適法に取得した情報
 - (4) 秘密情報によらず独自に取得または作成した情報
- 3 当社は、本サービスの提供に必要な範囲で、通訳者、業務委託先その他の関係者に秘密情報を開示することができ、この場合、必要かつ適切な管理を行います。
- 4 法令、裁判所、行政機関その他権限ある機関の命令または要請に基づき開示が必要な場合、当社は必要な範囲で秘密情報を開示することができます。
- 5 個人情報の取扱いについては、当社のプライバシーポリシーおよび適用法令に従います。

第16条（責任の範囲および損害賠償）

- 1 当社の債務不履行または本サービスの提供に際してされた当社の不法行為によりお客様に損害が生じた場合、当社は、法令に従い、当社に帰責事由がある範囲でその損害を賠償します。
- 2 当社の軽過失により損害が生じた場合、当社が賠償する損害は、当該債務不履行または不法行為から通常生ずべき直接かつ現実に発生した損害に限り、逸失利益、機会損失、間接損害および特別の事情から生じた損害については、当社がその事情を予見または予見することができた場合であっても、法令上許容される範囲で責任を負わないものとします。
- 3 当社の軽過失に基づく損害賠償責任の総額は、損害発生の原因となった個別契約に

についてお客様が当社に現実に支払った対価の額を上限とします。

- 4 前二項は、当社、当社の代表者または当社が使用する者の故意または重大な過失により損害が生じた場合には適用しません。また、消費者契約法その他の法令により責任の制限が認められない範囲についても適用しません。
- 5 本条は、第3条および第4条に定める本サービスの性質および業務範囲を拡張し、当社が契約上引き受けていない説明、調査、確認、助言または専門判断について新たな義務を生じさせるものではありません。

第17条（不可抗力）

天災地変、火災、戦争、騒乱、テロ、感染症、事故、公共交通機関の遅延または停止、ストライキ、行政上の措置、法令の制定または改廃、停電、通信障害、システム障害その他当社の合理的な支配を超える事由により、本サービスの全部または一部の履行が不能または遅延した場合、当社は、当該事由について当社に故意または過失がない限り、その責任を負いません。当社は、合理的に可能な範囲で代替手段、日程変更その他の対応を検討します。

第18条（個別契約の解除）

- 1 当社は、お客様が本約款または個別契約に違反し、相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず是正されない場合、個別契約の全部または一部を解除することができます。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、催告を要せず個別契約の全部または一部を解除することができます。
 - （1）支払停止、支払不能、手形もしくは小切手の不渡り、または金融機関から取引停止処分を受けた場合
 - （2）差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売その他これらに類する手続を受けた場合
 - （3）破産、民事再生、会社更生、特別清算その他倒産手続の申立てがあった場合
 - （4）解散、事業廃止その他個別契約の履行に重大な支障を及ぼす事由が生じた場合
 - （5）第14条の禁止事項に重大な違反がある場合
 - （6）第19条に違反した場合
 - （7）その他、契約関係を継続し難い重大な事由がある場合
- 3 本条に基づく解除に伴う未払料金、実費、キャンセル料その他の精算は、個別契約および適用法令に従います。

第19条（反社会的勢力の排除）

- 1 お客様は、お客様、その役員、実質的支配者、従業者、代理人または個別契約の媒

介者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当せず、かつ反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、保証します。

- 2 お客様は、反社会的勢力を利用し、資金もしくは便宜を提供し、または暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、信用毀損もしくは業務妨害等を行ってはなりません。
- 3 お客様が本条に違反した場合、当社は何らの催告を要せず個別契約を解除することができます。解除に伴う精算は、法令および個別契約に従います。

第20条（本約款の変更）

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、民法その他の法令に従い、本約款を変更することがあります。
 - （1） 変更が、お客様の一般の利益に適合する場合
 - （2） 変更が、契約の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更条項の有無および内容その他の事情に照らして合理的である場合
- 2 当社は、本約款を変更する場合、変更の効力発生日および変更内容を、ウェブサイトへの掲載、電子メールその他適切な方法により事前に周知します。
- 3 変更後の本約款は、その効力発生日以後に提供される本サービスに適用します。ただし、法令または当事者間の合意により既存の個別契約にも適用される場合はこの限りではありません。

第21条（分離可能性）

本約款のいずれかの条項またはその一部が法令等により無効、違法または執行不能と判断された場合であっても、その他の条項および当該条項の残存部分の有効性には影響を及ぼしません。無効等とされた部分については、法令上許容される範囲で、当該条項の目的に最も近い有効な内容として解釈されるものとします。

第22条（協議）

本約款または個別契約に定めのない事項、またはその解釈に疑義が生じた場合、お客様および当社は、信義誠実の原則に従い協議して解決するものとします。

第23条（準拠法および管轄裁判所）

- 1 本約款および個別契約の成立、効力、履行および解釈には、日本法を適用します。
- 2 本約款または個別契約に関連して紛争が生じた場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

- 3 お客様が消費者契約法上の消費者に該当する場合、前項は、法令上当該消費者に認められる裁判管轄その他の権利を不当に制限するものではありません。

以上